

答申第 1 号
令和4年12月6日

四国中央市消防長
近藤 英樹 様

四国中央市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大西 洋輝

情報公開決定処分に係る審査結果について（答申）

令和4年10月20日付け四消警第641号で諮問のありました事案につきまして、以下のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

四国中央市消防長（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月22日付け公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、令和4年8月5日付けで公文書不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をしたことについては、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

（1）審査請求人から令和4年7月22日付けで「〇〇方面隊 〇〇地区管轄の団に係る「令和3年度及び令和4年度」事業（活動）計画書・実績報告書、予算書・決算書等消防本部に提出・保管されている文書一式」を求める公文書公開請求書が提出された。

（2）本件請求に対し、実施機関は令和4年8月5日付け四消警第356号の公文書非公開決定通知書において「出動報告書については、年2回（上半期、下半期等）消防本部に提出されているが、令和3年度分に関しては令和4年度当初に廃棄済みであり存在しない。」を公開できない理由として、文書不存在による本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、この本件処分を不服とし、令和4年9月20日付けで市長に対し審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

公開できない理由のうち、「令和3年度分（出勤報告書）に関しては、令和4年度当初に廃棄済みであり存在しない。」が、公文書の管理・保存・公開のそれぞれの制度の趣旨に照らし、「公開できない理由」には該当せず、妥当性がない。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が提出した審査請求書及び意見書（反論書）の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 出勤報告書について

出勤報告書は、災害、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に対し、「出勤報酬」を支給するための根拠となる証拠書類として徴しているものと解する。市が消防団員に対して支給する出勤報酬は、四国中央市と消防団員の関係において、公法上の債権・債務の関係にあると解するのが通例であり、消滅時効期間は「5年間」として取り扱われている。文書の保存期間を規定した四国中央市文書管理規程（以下「規程」という。）別表第3種（5年保存する文書）にも「人事及び給与に関するもの」が規定されている。出勤報告書は、出勤報酬の支給のために実施機関が取得した公文書であり、かつ、当該報酬に係る債権・債務の関係において、5年間の時効期間が満了するまで保管すべき公文書である。

実施機関は、出勤報告書を保存する必要のない文書とする理由として、出勤報告書から転記して消防団員報酬・報償関係書を作成していることを挙げるが、転記して新たに作成した文書の内容が重複しているのは当然のことであり、転記して新たに作成した文書（記録）が「他の記録」に該当していると判断ができるのか、実施機関は文書管理規程の規定の解釈を誤っていると解する。

イ 出勤報告書の廃棄処理について

実施機関は、出勤報告書について保存の必要がないものとして廃棄した旨説明するが、規程第39条第2項の規定は、規程第33条第2項に規定する文書以外は「保存期間が満了した・満了していないもの」との規定があり、出勤報告書の保存期間は1年内なのかどうか、保存期間については一切触れられていない。令和4年4月（令和4年3月分）に提出された文書が翌月に廃棄処理できることが適正な文書管理と言えるのか見解を伺う。令和4年の何月何日に廃棄処理を行ったのか明確に示されたい。

ウ 消防団員報酬・報償関係書の保存期間について

実施機関は、消防団員報酬・報償関係書について、人事課の取扱いに従って30年保存文書としている旨説明するが、規程別表に規定される、予算、決算及び出納に関するものの保存期間については、特に重要なものは30年、重要なものは10年、これら以外のものは5年と規定されており、該当号を取り違えていると解する。

エ 消防団員報酬・報償関係書の存在説明について

非公開決定の理由が「令和4年度当初に廃棄済みであり存在しない」とだけ記載され、出動報告書を転記して作成した代替えの公文書である消防団員報酬・報償関係書の存在について、説明もされていない。行政の説明責任をどう考えているか。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が提出した意見書及び口頭意見陳述の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 決定処分の内容について

ア 出動報告書について

出動報告書は、消防団各部において記載された後、各分団を経て各方面隊に提出され、各方面隊がそれぞれまとめて実施機関に提出する文書であり、上半期（4月から9月まで）と下半期（10月から翌年3月まで）の2回に分けて提出されている。実施機関は、提出された出動報告書の内容を確認した後に、これを転記して、消防団員報酬・報償関係書を作成している。したがって、出動報告書については、規程第33条第2項第4号の他の記録と内容が重複している文書に該当するものであり、同条第1項の保存する必要のない文書として選別している。

イ 出動報告書の廃棄処理について

令和3年度分の出動報告書は、前記アのとおり、保存する必要のない文書に選別していることから、同規程第39条第2項の規定により、保存の必要がないものは、文書取扱主任が当該所管課長の承認を得て廃棄するものとして、令和4年度当初に廃棄処理を行った。第33条第2項第4号の文書について、保存期間は規定されていない。

ウ 消防団員報酬・報償関係書の保存期間について

消防団員報酬・報償関係書は、規程別表第1種（30年保存する文書）第8号の予算、決算及び出納に関する特に重要なものとして、保存期間を30年と定めている。平成30年度に文書の保存期間の見直しを行い、総務部人事課が同様の文書を30年保存としている取扱いに従ったものである。

エ 消防団員報酬・報償関係書の存在説明について

審査請求人が請求する公文書の内容「事業（活動）計画書・実績報告書、予算書・決算書等消防本部に提出・保管されている文書一式」を確認した結果、当該文書に該当するものは、実績報告書に当たる出動報告書のみであり、報酬・報償等の支払状況を求める文書ではないと判断した。他の請求文書については、消防本部に提出を求める書類ではないため、消防本部に存在しない旨を非公開決定通知書に記載している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ審査した結果、以下のとおり判断する。

（１）審査請求の対象文書について

審査会は、審査請求人が請求する文書を、〇〇分団第〇部において作成された令和３年度分の出動報告書と特定した。出動報告書は第〇部から〇〇分団を経て〇〇方面隊に提出され、その後、実施機関に提出されたものである。実施機関に確認したところ、令和３年度下半期分の消防団員への報酬・報償等の支払（令和４年４月２８日）が完了し、分団及び団員からの申出がないことを確認した後、令和４年５月３１日に所管課長の承認を得てシュレッダーで廃棄した旨の説明を受けた。実施機関が、規程により廃棄を行った事務取扱いについて、特段不合理なものとは認められない。

（２）対象文書の取扱いについて

ア 出動報告書について

対象文書が廃棄され現存しないことから、審査会は内容の確認のため、実施機関に令和４年度上半期分（４月から９月まで）の出動報告書と出動報告書記入例の提示を求めた。令和４年度の出動報告書の様式は、一部変更はあったが、おおむね令和３年度と同様の様式であることを確認のうえ、消防団員報酬・報償関係書と照らし合わせ、内容が重複している文書に該当するかを審議した。令和４年度上半期分出動報告書には、各部ごとの団員名の一覧と、出動日、出動名称、出動時間帯の項目があり、団員ごとの出動状況が記載されていた。消防団員報酬・報償関係書を確認したところ、出動報告書の各部における団員の出動日数の合計が、部ごとの一覧表に転記されたものであった。団員ごとの出動状況の記載はなく、内容が重複している文書とはいえないが、審査請求人が主張する出動報酬の支給根拠となる文書として保管されていることが確認できた。

イ 消防団員報酬・報償関係書の保存期間について

実施機関は、消防団員報酬・報償関係書について、規程別表第1種（30年保存する文書）第8号の予算、決算及び出納に関する特に重要なものとして、総務部人事課と同様に保存期間を30年としているが、審査請求人は、将来的に栄典、儀式及び表彰に関するものに必要となる資料を30年保存と推定し、第3種（5年保存する文書）に該当させていない理由を求めている。文書の保存期間については実施機関で判断するものであり、審査会は、規程別表における文書の分類や保存期間の定め方等について調査審議する立場にない。

（3）本件請求における公文書の特定について

審査請求人は、出動報告書を転記して作成したとされる消防団員報酬・報償関係書の存在について説明がなかったことへの、行政の説明責任について言及している。実施機関は、本件請求に該当する文書は出動報告書のみと特定し、報酬・報償等の支払状況を求めるものではないと判断したため、消防団員報酬・報償関係書についての説明を行わなかったものと説明する。

本件請求において、実施機関は審査請求人と十分に確認しながら公文書の特定をするべきであったが、説明が不十分だったことは否めない。

（4）結論

公文書の取扱いについては、6 付言で後述するが、対象文書が既に廃棄され不存在である以上、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、事務のあり方や規程の解釈等の見解を求める旨主張しているが、当審査会は、本件請求の非公開事由該当性や対象文書の存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 付言

実施機関から、消防団員の訓練等出動に対しては、令和3年度まで報償費として各分団口座に振込まれていたが、令和4年度から支給方法が見直され、出動報酬として消防団員の個人口座への振込に変更する旨の説明があった。今後は、団員個人の出動状況の確認について、より確実かつ厳格に行われるべきものと思われるため、出動報告書の取扱いについて見直されたい。

また、廃棄による公文書不存在については、具体的な廃棄日又は廃棄時期を記載することで、実施機関における文書管理に対する信頼度を高めるものとするため、公開できない理由の欄の記載方法について検討されたい。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月20日	諮問書受理 実施機関から意見書受理 審議
令和4年10月20日	審査請求人に対して諮問通知及び実施機関意見書（写）の送付 意見書（反論書）の提出依頼
令和4年11月8日	審査請求人から意見書（反論書）受理 実施機関に対して反論書（写）の送付
令和4年11月24日	審 議
令和4年12月6日	答 申

（四国中央市情報公開・個人情報保護審査会）

委員長 大西 洋輝 委員 鈴木 孝子
委員 高橋 玲子 委員 中村 祐子 委員 柳瀬 治夫